

本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例（埼玉県条例第十三号）（保健医療政策課）

一 趣旨

地方独立行政法人法の一部改正を踏まえ、県が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるための条例の制定

二 内容

役員等の最低責任負担額は、基準報酬年額に乗数を乗じて得た額とする

区分	乗数
理事長又は副理事長	六
理事	四
監事又は会計監査人	二

三 施行期日

令和二年四月一日